

神戸西労働基準協会のしおり



神戸西労働基準協会は、兵庫労働局、神戸西労働基準監督署のご指導のもと、中央労働災害防止協会、全国労働基準関係団体連合会、兵庫労働基準連合会および県下各地区協会と連携を保ちながら、

1. 産業安全衛生思想の普及と安全衛生管理の改善、向上をはかることを目的とし、会員事業場相互の交流と親睦をはかりながら、労働安全衛生法の実務講習や、同法で定められている特別教育、あるいは安全衛生管理研修会、優良事業場見学会等、安全衛生管理水準の向上に必要な諸事業ならびに行事を行っています。
2. 労働基準法や労災保険法関係の実務など、広く労働基準行政に対応した、講習会・研修会等、会員事業場のニーズに則した事業も実施しています。

☎652-0802 神戸市兵庫区水木通7丁目1番18号
メ ラ ー ド 大 開 北 館 2 階
電 話 (0 7 8) 5 7 7 - 5 6 3 9
F A X (0 7 8) 5 7 7 - 0 9 2 5

神 戸 西 労 働 基 準 協 会

神戸西労働基準協会の概要

〔本会の目的〕

会員の労働安全衛生管理の向上と適切な労務管理の推進をはかると共に、会員相互の連携強化により、労働者の福祉を増進し産業の健全な発展に資することを目的としています。

〔事業内容〕

当協会は、現在約650社に及ぶ会員を擁しています。事業運営は、各部会と事務局が、会員事業場の要望と労働基準監督署のご指導を受けながら、具体的に年次及び月次の計画に基づいて各種事業を実施しています。

以下、具体的な実施事項等を説明いたします。

1. 労働安全衛生法にもとづく各種技能講習、特別教育の実施

労働安全衛生法に定められた各種技能講習、特別教育を下記のとおり毎年定期的実施しています。

1) 技能講習会（㈱兵庫労働基準連合会神戸西事務所）

①玉掛技能講習

吊上げ荷重1トン以上のクレーンの玉掛作業に従事する者

②ガス溶接技能講習

ガスによる溶接、溶断の作業に従事する者

③フォークリフト運転技能講習

最大荷重1トン以上のフォークリフト運転の作業に従事する者

④床上操作式クレーン運転技能講習

吊上げ荷重5トン以上の床上操作式クレーン運転の作業に従事する者

⑤高所作業車運転技能講習

作業床の高さが10メートル以上の高所作業車の運転の作業に従事する者

⑥安全衛生推進者、衛生推進者養成講習

事業規模10人以上50人未満の事業場で選任する各推進者を養成する

2) 特別教育等（当協会主催）

①床上操作式クレーン運転

吊上げ荷重5トン未満の床上操作式クレーン運転の作業に従事する者

②アーク溶接作業

電気による溶接の作業に従事する者

③自由研削と石の取り替え試運転

研削と石の取り替え試運転の作業に従事する者

④酸素欠乏等危険作業

酸素欠乏等の危険のある場所で作業に従事する者

⑤粉じん作業

グラインダー等鉱物性粉じんの飛散する場所での作業に従事する者

⑥有機溶剤取扱従事者労働衛生教育

有機溶剤を取り扱う作業に従事する者に対し特別教育に準じた教育

⑦ V. D. T作業労働衛生教育

V. D. T作業に従事する者に対し特別教育に準じた衛生教育

3) 職長教育（労働安全衛生法第60条による）

新しく部下を指揮監督する立場になった者に対し、作業方法の決定及び労働者の配置、労働者に対する指導または監督指導方法の教育。

2. 安全衛生管理に従事する者の指導、啓蒙

職場の安全衛生管理をより良いものにしていくため、その時々に必要な知識、手法等に関する次のような講習会を毎年計画的に実施しています。

- ①危険予知訓練講習会
- ②安全管理者能力向上研修会
- ③健康管理講習会（成人病 救急措置法）

3. 労働基準法・労働安全衛生法・労災保険法等労務関係諸法規の講習会の開催

労働基準法、労働安全衛生法、労災保険法等労働関係諸法規の改正時、あるいはその時々^の社会的問題となっていることについて、行政のご指導又は要請により、次のような講習会、説明会を実施し、労務、人事、総務担当者に情報、知識の提供を行っています。

- ①改正法令講習会
- ②各種法令講習会（労働基準法・労働安全衛生法・労災保険法等）
- ③その他労務問題研修会

4. 協会ニュースの発行・行事案内

会員に毎月1回定期的に協会広報紙「労基協だより」を発行して、安全衛生及び労務管理に必要なニュース並びに行政情報の提供を行うほか、各種技能講習、教育、研修会の案内を送付しております。

5. 安全衛生関係等ビデオフィルムの貸出し及び図書、用品の斡旋

①ビデオフィルムの貸出し（有料）

安全衛生法等の視聴覚教育のため、ビデオフィルムを、会員の事業場内教育用として貸出しをしております。

②各種図書及び安全衛生関係用品の購入斡旋

安全衛生、労務関係各種参考図書及び全国安全週間、労働衛生週間等の用品の購入斡旋をしております。

6. 安全衛生に関する表彰

毎年、定時総会において、優良事業場及び安全衛生功績者の表彰、また上部団体への表彰推薦を行っております。

7. 労務相談その他

- ①各種労務及び安全衛生問題に関する相談に応じています。
- ②兵庫労働基準連合会並びに他地区協会が実施する各種講習会に、受講できるよう斡旋しております。
- ③毎年1回、安全衛生優良事業場の見学会を行っています。

8. 労働保険事務組合業務

当協会は厚生労働大臣の認可を受け、事業主から事務委託を受け労災保険、雇用保険の事務処理並びに中小事業の事業主及びその家族並びに1人親方の特別加入手続き等の事務を行っています。

★ 神戸西労働基準協会規約の抜粋（会員及び会費） ★

（会 員）

第6条 神戸西労働基準監督署管内の事業場または団体で、本会の趣旨に賛同し、所定の入会申込のあった事業場または団体（以下会員という）とする。

（会 費）

第7条 会員は別表に定める会費を所定の期日までに納入しなければならない。

（資格喪失）

第8条 会員は次の場合会員としての資格を喪失する。

1. 会員が所定の退会手続きをしたとき。
2. 会費を1年以上にわたって納入しないとき。
3. 理事会が会員として不相当と認めたととき。

（会費返還）

第9条 退会した会員の既納会費は返還しない。

（別 表）

規約第7条による会費

1. 本会の会費（年額）は次の通りとする。

区分	従業員数	均等割	規模別割	合計
A	50人以下	6,000円	1,000円	7,000円
B	100人以下	6,000円	2,000円	8,000円
C	200人以下	6,000円	4,000円	10,000円
D	300人以下	6,000円	6,000円	12,000円
E	500人以下	6,000円	10,000円	16,000円
F	800人以下	6,000円	16,000円	22,000円
G	1,000人以下	6,000円	20,000円	26,000円
H	以 下 省 略			

従業員数は、当年度の4月1日現在の数とする。

本会に入会するものの会費は、入会期日が上半期の場合は当該年度の全額とし、下半期の場合はその半額とする。